

固定資産管理事務取扱細則を次のように定める。

平成16年12月27日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

## 固定資産管理事務取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、会計規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第1号）に基づき、機構における固定資産のうち有形固定資産及び無形固定資産（以下「固定資産」という。）の管理について定め、固定資産管理事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

(固定資産の範囲)

第2条 有形固定資産とは、建物、構築物、車両運搬具、工具器具備品、土地、建設仮勘定及びその他の有形固定資産をいう。

2 無形固定資産とは、商標権、著作権、借地権、ソフトウェア、電話加入権及びその他の無形固定資産をいう。

(固定資産台帳等)

第3条 会計規程第44条第2項の資産管理台帳は、別記様式の固定資産台帳（以下「台帳」という。）とする。

2 台帳に計上する固定資産は次のとおりとする。

- (1) 有形固定資産のうち、次条の規定による取得価額が10万円以上であり、かつ、土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産については耐用年数が1年以上であるもの
- (2) 無形固定資産（ソフトウェアについては、次条の規定による取得価額が10万円以上のものに限る。）
- 3 固定資産に関して次の各号に該当するときは、第17条に規定する資産管理業務総括責任者が、関係事実を直ちに台帳に記載し、又は台帳の記録を更新して、台帳が常に機構の固定資産の状況を正確に反映するようにしなければならない。
  - (1) 固定資産を取得したとき。
  - (2) 第5条に該当する修繕又は改良工事により固定資産の価額が増加したとき。
  - (3) 会計規程第45条及び第6条に基づき固定資産のうちの償却資産について減価償却を行ったとき。
  - (4) 災害等により固定資産が滅失し、又はき損し、第7条に基づき当該部分につき帳簿価額を減額したとき。

- (5) 第13条に基づき固定資産を処分したとき。
  - (6) 第17条に規定する資産管理業務責任者及び資産管理業務担当者を変更したとき。
  - (7) 固定資産の設置場所を変更したとき。
  - (8) その他固定資産の管理上必要なとき。
- 4 第2項の規定に基づき台帳に計上されないこととなる固定資産は、消耗品として処理するものとする。
- 5 台帳の保存期間については、文書管理規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第8号）第22条第1項ただし書の規定に基づき永久保存とする。
- （固定資産の取得価額）

第4条 固定資産の取得価額は、次の各号によるものとする。

- (1) 購入により取得したものについては、その価額と付随費用の合計額
  - (2) 建設及び工事により取得したものについては、その価額と付随費用の合計額
  - (3) 贈与等により取得したものについては、その再調達価額
  - (4) 交換により取得したものについては、交換に提供した資産の帳簿価額
  - (5) その他の方法により取得したものについては、その取得方法に応じて、前項各号に掲げる額に準ずる額
- （資本的支出）

第5条 固定資産について、修繕又は改良工事により、耐用年数を延長し、又は資産価値を増加させる場合には、これに対応する金額は資本的支出として、固定資産の価額に付加し、計上するものとする。

（減価償却）

第6条 会計規程第45条の償却資産とは、第2条第1項に規定する建物、構築物、車両運搬具、工具器具備品並びに同条第2項に規定する商標権及びソフトウェアをいう。

2 会計規程第45条に基づく減価償却は、法人税法施行令（昭和40年政令97号）第48条第1項の定めるところによる定額法により行う。

3 減価償却の開始日は、当該償却資産を取得した日とする。

（評価減）

第7条 災害等により固定資産が滅失又はき損した場合には、その当該部分につき当該固定資産の帳簿価額を減額するものとする。

（登記等）

第8条 機構の固定資産について、法令に基づく登記等の制度がある場合には、取得後速やかに当該登記等を行い、その記載事項等に関して変更が生じた場合には、速やかに所要の手続きを行うものとする。

（保険）

第9条 災害等により損害を受けた場合にその回復又は業務実施の代替手段の確保に相当な出費を要することとなる固定資産について、損害保険を付すものとする。

（使用に伴う注意義務）

第10条 固定資産の使用に関しては、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 使用状況を明らかにすること。
- (2) 災害等による滅失及びき損等の防止のため必要な措置を講ずること。
- (3) 適正に使用すること。
- (4) 善良な管理者の注意義務をもって使用すること。

(修繕)

第11条 固定資産の現状を維持し、又は原能力を回復する必要がある場合は、修繕を行うものとする。

- 2 前項の修繕に要した費用は当該固定資産の価額には付加しないものとする。

(貸付け)

第12条 固定資産は、機構の業務に支障がなく、かつ、貸付けをすることについて特段の問題がない場合には、希望する者に貸付けることができるものとする。

- 2 機構の固定資産の貸付けを希望する者は、次の各号に掲げる事項を明らかにした貸付けの申請を行うものとする。

- (1) 件名
- (2) 貸付けようとする固定資産の数量
- (3) 貸付けをする相手方及び理由
- (4) 貸付期間
- (5) その他必要な事項

- 3 前項の申請に基づいて当該固定資産の貸付けを適当と認めるときは、第三者への転貸の禁止、目的外使用の禁止等の必要な条件を付したうえで貸付けのための必要な措置を行うものとする。

- 4 貸付けた固定資産が返還されたときは、第17条に規定する資産管理業務総括責任者が、申請の際の第2項各号の事項に照らして調査し、確認するものとする。

(処分)

第13条 使用目的を達成した固定資産、使用することができなくなった固定資産について、その転用の途も、将来的に使用見込みもないと認められるときは処分するものとする。

(滅失又はき損)

第14条 固定資産が滅失又はき損したときは、第17条に規定する資産管理業務総括責任者が、会計規程第44条第2項に規定する資産管理責任者に報告するとともに現況を調査し、損害の増大等の防止に必要な措置を講じなければならない。

(固定資産の借用)

第15条 機構が借用する固定資産の管理については、この細則の相当する規定を準用するものとする。ただし、一時的に使用するための借用する資産についてはこの限りではない。

(固定資産の管理業務)

第16条 固定資産の管理に関する業務として、次の各号に掲げる業務を処理するものとする。

- (1) 固定資産の使用状況の把握

- (2) 固定資産の維持・保全に係る事務
- (3) 固定資産の取得，貸付及び処分に係る事務
- (4) 第3条第1項に規定する台帳の整理
- (5) その他固定資産の適正かつ効率的な管理に資する事項  
(管理業務の委任)

第17条 会計規程第44条第3項に基づき，前条に規定する固定資産の管理業務（以下「管理業務」という。）を財務部長に委任するものとし，これを資産管理業務総括責任者とする。

- 2 前項の業務を組織運営規程(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号)第23条第1項に規定する部等の長及び同規程第27条第1項に規定する支部長に分掌させることができるとし，これを資産管理業務責任者とする。ただし，財務部長を除く資産管理業務責任者が分掌する管理業務は，所属に属する固定資産に係る前条第1号，第2号及び第5号に係る業務とする。
- 3 資産管理業務総括責任者は，前条第3号及び第4号に係る業務を経理課長に処理させることとする。
- 4 資産管理業務責任者は，組織運営規程第24条に規定する所属の課等の長（監査室においては，同規程第25条に規定する主幹等），同規程第27条第3項に規定する副支部長を資産管理業務担当者として，第2項に規定する管理業務を処理させることとする。
- 5 資産管理業務担当者は，管理業務について，所属の職員に補助者として，その業務を補助させることができる。

(固定資産の検査)

第18条 固定資産について，必要な場合には検査を行うものとする。

(報告)

第19条 資産管理業務担当者は，毎事業年度末現在において，所属に属する固定資産の管理状況について，管理帳票を作成し，資産管理業務責任者に提出しなければならない。

- 2 資産管理業務責任者は，提出された管理帳票を調査し，管理状況を資産管理業務総括責任者に報告しなければならない。
- 3 資産管理業務総括責任者は，前項に規定される報告を受けたときは，その内容を調査し，取りまとめ，資産管理責任者に報告しなければならない。
- 4 第1項に規定する管理帳票の様式は，資産管理業務総括責任者が別に定める様式とする。

附 則

この細則は，平成16年12月27日から施行し，平成16年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成19年細則第4号）

この細則は，平成19年3月30日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第10号） 抄  
(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。  
附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第16号） 抄  
（施行期日）
- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。  
附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第10号） 抄  
（施行期日）
- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。  
附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第1号） 抄  
（施行期日）
- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。  
附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第5号） 抄  
（施行期日）
- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第13号） 抄  
（施行期日）
- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第14号）  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。  
附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和8年規程第17号）  
この規程は、令和8年4月1日から施行する。